90070

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和 6年 4月 1日　至　令和 7年 3月 31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　じょうのクリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市豊浦町大字宇賀 7444 番地の 2

(3) 設立認可年月日　　平成 15 年 11 月　1 日

(4) 設立登記年月日　　平成 15 年 11 月 14 日

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する診療所の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 じょうのクリニック	3517810978	山口県下関市豊浦町 大字宇賀 7444 番地の 2	無　床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　6年　5月 21 日　　令和　5年度決算の決定

令和　7年　3月 23 日　　理事、監事の選任

〃　　令和　7年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和　7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２

法人名　医療法人社団　じょうのクリニック　　※医療法人整理番号

所在地　下関市豊浦町大字宇賀7444番地の2

財　産　目　録

（令和　7年　3月　31日現在）

１．資　産　額	65,505	千円
２．負　債　額	5,721	千円
３．純　資　産　額	59,784	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		30,707
Ｂ　固　定　資　産		34,798
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	65,505
Ｄ　負　債　合　計		5,721
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	59,784

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団　じょうのクリニック
所在地　下関市豊浦町大字宇賀7444番地の2

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　7年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	30,707	Ⅰ 流動負債	5,721
Ⅱ 固定資産	34,798	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	32,425	負債合計	5,721
2 無形固定資産	741	純資産の部	
3 その他の資産	1,632	科目	金額
		Ⅰ 出資金	20,000
		Ⅱ 積立金	39,784
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	59,784
資産合計	65,505	負債・純資産合計	65,505

様式４－２

法人名　医療法人社団　じょうのクリニック

所在地　下関市豊浦町大字宇賀7444番地の2

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月　31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	127,554
2　事業費用	141,406
本来業務事業損失	13,852
B　附帯業務事業損益	
1　事業収益	0
2　事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	13,852
Ⅱ　事業外収益	988
Ⅲ　事業外費用	0
経常損失	12,864
Ⅳ　特別利益	325
Ⅴ　特別損失	531
税引前当期純損失	13,070
法人税等	184
当期純損失	13,254

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　じょうのクリニック
理事長　城野　憲史　　殿

私は、医療法人社団　じょうのクリニックの令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款にに準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　７年　５月　23日
医療法人社団　じょうのクリニック
監事　三宅 薫